

青森市環境審議会に係る青森市環境基本条例の関連条文等（抜粋）

○青森市環境基本条例（抜粋）（令和 7 年 1 2 月 2 4 日 青森市条例第 2 9 号）

第三章 環境審議会

（環境審議会）

第二十二条 市長の諮問に応じ、環境基本計画その他環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を調査審議するため、青森市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、環境の保全及び創造に関する施策について必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

（組織及び運営）

第二十三条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 関係団体の代表者
- 三 関係行政機関の職員
- 四 その他市長が必要と認める者

2 前項の委員の定数は、二十人以内とする。

3 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 市長は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

5 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第二十四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、審議のために必要があると認めるときは、職員その他関係者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（部会）

第二十五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。
- 6 部会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

第二十六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定め、その他この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

○青森市環境審議会会則（案）

（趣旨）

第一条 この規則は、青森市環境基本条例（令和七年青森市条例第二十九号）（以下「条例」という。）第二十六条の規定に基づき、青森市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（部会）

第二条 部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、重要な事項についてはこの限りでない。